

令和 7 年度

長野県公共事業 新規評価について

令和 7 年 11 月

長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1 本年度の審議対象箇所	· · · 1
2 新規評価に関する委員会としての意見	· · · 2 ~ 3
(1) 地すべり対策事業 地すべり防止区域茶臼山 茶臼山【長野市】	· · · 2
(2) 道路改築事業 一般県道払沢茅野線 阿久～坂室【原村～茅野市】	· · · 2
(3) 畑地帯総合土地改良事業 夜間瀬【山ノ内町】	· · · 3
(4) 抽出以外の箇所	· · · 3
3 おわりに	· · · 3

令和7年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

～公共事業 新規評価に関する意見～

1 本年度の審議対象箇所

長野県公共事業評価実施要領第 16 の規定により、審議案件については、県から新規評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

本年度は、表-1に示す5か所について、長野県から意見を求められ、全てについて資料を確認した上で、事業内容、全体事業費を勘案し、詳細な審議の対象として3か所を抽出した。

表-1 意見聴取・抽出箇所

担当部局	事業名	路河川名※	箇所名 (市町村)	事業概要	予定期	全体事業費 (百万円)	妥当性 評価	優先度 評価	県の 評価案	抽出 箇所
建設	地すべり対策	(地)茶臼山	茶臼山 (長野市)	集水井工 N=3基、中継井工 N=4基 横木・リンク工 L=1,500m (3群) 水路工 L=500m	R8～R16	900	○	4.3	事業 着手	○
農政	農村地域防災減災		埴科 (千曲市)	排水機場改修工 N=3か所 導水路改修 L=1.0km 遠隔監視・操作 N=1式	R8～R15	3,300	○	4.9	事業 着手	
建設	道路改築	(一)払沢茅野線	阿久～坂室 (原村～茅野市)	道路築造工 全体延長 L=0.8km 幅員 W=6.0(10.0)m	R8～R15	1,300	○	3.8	事業 着手	○
農政	畑地帯総合土地改良		夜間瀬 (山ノ内町)	散水制御・用水管理システム更新 N=1式 電動弁更新・ N=247か所 剣沢ダム洪水吐補修 N=1式	R8～R14	1,120	○	4.2	事業 着手	○
農政	経営体育成基盤整備		北城北部 (白馬村)	区画整理 A=37.2ha 用排水路工 L=5.3km 農道工 L=4.8km	R8～R15	1,100	○	4.6	事業 着手	
詳細審議箇所 計										3

【妥当性評価】事業実施の妥当性を「○」「×」で判定

【優先度評価】事業着手の優先度を5点満点で評価 (数字が大きいほど優先度が高い)

※ (地) : 地すべり防止区域 (一) : 一般県道

2 新規評価に関する委員会としての意見

(1) 地すべり対策事業 地すべり防止区域 茶臼山 茶臼山 【長野市】

■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 140年ほど前から地すべり活動が見られ対策を講じているが、地下水がどのような経路で、どのように作用するかの解明を進めるとともに、沈静化に向けた対策を継続する必要性、重要性が高いと考えられるため。

《審議上の意見》

- 効果的な施工ができるよう地質調査等の実施に当たっては、地下水の流路の特定等、地すべり機構の解析を行い、効率的な地すべり対策施設の配置などを検討されたい。
- 地質調査等の結果、ボーリングの本数が増えるなど増工が必要になり、再評価の対象となることが想定される場合は、早めに対応すること。
- ボーリングなどの実施に当たっては、実施後に下流域（水田や植生等）への影響が生じていないか確認（聞き取り等）を行うこと。

(2) 道路改築事業 一般県道 払沢茅野線 阿久～坂室 【原村～茅野市】

■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 事業計画区間における現道は交通量が多いものの、JRのアンダーパークのクランクや、原村柏木地区など幅員狭小で、すれ違いが困難な箇所や区間があり、安全な通行に支障となっている。
このため、安全で円滑な交通を確保する観点から事業の必要性は高い。

《審議上の意見》

- 阿久遺跡に近接しているため、工程への影響が生じないよう適切に調査を行うこと。
- 中央自動車道立体交差部の歩道について、歩行者の安全に配慮した設計を行うこと。

(3) 畑地帯総合土地改良事業 夜間瀬【山ノ内町】

■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

【判断に至った理由】

- 収益性の高い農業が営まれており、耕作放棄地が見られないこと及び後継者の確保の見通しが立っていることから将来的な利用が見込まれるため。
- 施設の老朽化に伴う維持管理労力の増加や部品の入手が困難になっているなど施設の更新が急務となっており、早急な改修が必要なため。

《審議上の意見》

- 無線形式について、中継局の距離や障害物の状況などを勘案し、最適な周波数帯となるよう詳細設計に当たっては再度検討すること。

(4) 抽出以外の箇所

抽出以外の、農村地域防災減災事業 塾科ほか1か所については、第1回長野県公共事業評価監視委員会において、県からの資料提供及び説明を受ける中で、事業実施の妥当性、事業着手の優先度から、各事業の県の評価案を妥当と判断した。

3 おわりに

本委員会では、各事業に対する県の評価案について、県が事業を実施する上で最低限満たすべき妥当性と、事業ごとの優先度という二つの視点から評価を行った。

新規事業の計画にあたっては、過去に実施された同種事業の効果発現状況を踏まえ、期待される直接的・間接的な効果を整理することが重要である。これにより、より的確な事業採択の判断が可能となり、限られた資源の中で最大限の成果を上げることが期待される。

さらに、県民生活の豊かさの実現を支える社会資本の構築に際しては、限られた予算を有効に活用し、真に必要とされる事業を計画的に着手することが求められる。

また、整備箇所の早期完成を図ることで、事業効果が着実かつ迅速に発現することが期待される。

以上